

(案)

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子の作成、贈与及び配布に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が使用するこんにちは赤ちゃん訪問用冊子（以下「冊子」という。）の作成、贈与及び配布について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（冊子の作成及び無償提供）

第2条 乙は、冊子を作成し、これを甲に無償提供するものとし、甲は、これを受領し、甲のこんにちは赤ちゃん事業に使用するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和8年5月31日までとする。

（冊子の仕様）

第4条 冊子は、甲に関する子育て支援情報及び主に生後4か月までの乳幼児等の子育て支援情報並びに広告の構成とし、その仕様については、別紙仕様書のとおりとする。

2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。

（冊子の作成）

第5条 冊子に掲載する子育て支援情報のうち、甲に関するものは甲が、その他のものは乙が作成する。

2 乙は、前項の子育て支援情報を基に、甲と協議の上、冊子の企画、編集、印刷及び製本を行う。

（広告の掲載）

第6条 乙は、冊子に乙の広告を掲載し、又は広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告主の広告を掲載することができる。

2 冊子に掲載することができる広告は、広告主が静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行。以下「掲載基準」という。）第4に掲げる業種又は事業者には該当しないものであり、かつ、広告の内容が掲載基準別表第1に掲げる項目に該当しないものであって、あらかじめ静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）により設置した静岡市広告審査会の審査を経て甲が承認したものとする。

(案)

- 3 乙は、第1項の広告主の募集に当たり、広告主に対して甲が広告主を募集しているような誤解を与えてはならない。

(配布)

第7条 冊子の配布は、甲が実施するこんにちは赤ちゃん事業において行うものとする。

(冊子の瑕疵に対する責任)

第8条 冊子に瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替の冊子を甲に提供するものとする。

(子育て支援情報についての責任)

第9条 冊子に掲載する子育て支援情報のうち、甲が作成したものに関しては甲が責任を負うものとし、その他のものに関しては乙が責任を負うものとする。

(広告の内容についての責任)

第10条 冊子に掲載された広告（以下この条及び次条において「広告」という。）に関する一切の責任は、乙又は広告主が負うものとする。

- 2 乙又は広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

- 3 乙又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 乙は、前3項に規定する広告主の責任及び次条に規定する冊子の使用の中止について、第6条第1項に規定する乙と広告主との間の広告の掲載に係る契約に定めなければならない。

(使用の中止)

第11条 甲は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令（静岡市の条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの協定に違反すると認めたときは、冊子の全部又は一部の使用を中止することができる。

- 2 乙は、前項の規定により使用を中止した冊子を乙の責任により回収しなければならない。

- 3 前項の規定により冊子の使用が中止され、乙又は広告主に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

(著作権)

第12条 甲が作成した子育て支援情報の著作権は甲に帰属するものとし、その他の著作権は乙に帰属するものとする。

(案)

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 甲又は乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても、同様とする。

(協定の解除等)

第15条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において相手方に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

- (1) この協定の条項に違反したとき。
 - (2) 故意に協定の履行を遅延し、又は不正な行為があったとき。
 - (3) 正当な理由なく期限内に協定を履行する見込みがないと認められたとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この協定を解除することができる。
- (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(案)

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 前項の規定により、この協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第2項の規定により、この協定が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項及び第2項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲は、既納の冊子を返還しないものとする。

6 甲は、第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの協定を解除することができる。

(変更の報告)

第16条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(有効期間経過後の取扱い)

第17条 この協定の有効期間が経過した後、余剰の冊子があるときは、甲は、これをこんにちは赤ちゃん事業以外の事業において使用するものとし、こんにちは赤ちゃん事業には使用しないものとする。

(管轄する裁判所)

第18条 この協定に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(市長への報告等)

第19条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(案)

令和6年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

難波 喬 司

乙

(案)

別 紙

仕 様 書

名 称	こんにちは赤ちゃん訪問用冊子
発 行	静岡市
規格、構成等	(サイズ) B 5 ～ A 4 サイズ (ページ数) 2 7 ページ (表紙・裏表紙を除く) 程度 (構成等) ・カラー刷り ・基本的に、本文は甲側が作成し、イラスト及びレイアウトは乙側が作成する。ただし、必要に応じて本文も乙側が作成する場合もある。 ・広告は、総ページ数の 2 割程度とする。 ※広告原稿の提出期限 (広告主一覧を含む) 令和 7 年 2 月 14 日 (金)
発行部数	4,800 部
納品期限	令和 7 年 5 月 19 日 (月)
納品場所	静岡市役所 子ども未来局 子ども家庭課の他 別途定めた課
配布期間、配布先 及び配布方法	・令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月までの期間に、助産師、保健師等が訪問対象家庭へ手渡し等により配布 ・その他見本用として、助産師、保健師、職員等に配布
編集等の条件	・冊子の印刷、製本に当たり、乙は冊子の内容について事前に甲の承認を受けなければならない。 ・冊子には、乙の名称を明示し、広告の内容に関する問い合わせ先は、乙である旨を記載する。

(案)

《こんにちは赤ちゃん訪問用冊子納品場所及び部数》

No.	納品先	住 所 及 び 連 絡 先	個数
1	静岡市 子ども未来局 子ども家庭課	〒424-8701 静岡市清水区旭町6－8 (静岡市役所 清水庁舎 9階) TEL. 054-354-2647	1,290
2	葵区健康支援課 城東保健福祉センター	〒420-0846 静岡市葵区城東町24－1 (城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟 2階) TEL. 054-249-3180	140
3	葵区健康支援課 東部保健福祉センター	〒420-0803 静岡市葵区千代田七丁目8－15 TEL. 054-261-3311	240
4	葵区健康支援課 北部保健福祉センター	〒420-0871 静岡市葵区昭府二丁目14－1 TEL. 054-271-5131	100
5	葵区健康支援課 藁科保健福祉センター	〒421-1217 静岡市葵区羽鳥本町5－10 TEL. 054-277-6712	50
6	駿河区健康支援課 南部保健福祉センター	〒422-8006 静岡市駿河区曲金三丁目1－30 TEL. 054-285-8111	160

(案)

7	駿河区健康支援課 長田保健福祉センター	〒421-0133 静岡市駿河区鎌田574- 1 TEL. 054-259-5112	100
8	駿河区健康支援課 大里保健福祉センター	〒422-8051 静岡市駿河区中野新田57- 5 TEL. 054-288-1111	180
9	清水区健康支援課 清水保健福祉センター	〒424-0053 静岡市清水区渋川二丁目12番 1 号 TEL. 054-348-7711	500
10	清水区健康支援課 蒲原保健福祉センター	〒421-3203 静岡市清水区蒲原721-4 TEL. 054-385-5670	40
11	静岡市助産師会	〒421-0103 静岡市駿河区丸子五丁目18-20 TEL. 054-256-1133	2, 000